

ほっと情報

「たんぽぽの家」

子どもの読書活動優秀実践団体
文部科学大臣表彰を受けました



この賞は、広く子どもの読書活動について関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について、優れた実践を行っている団体に対して表彰されるものです。

平成5年に発足した「たんぽぽの家」は、現在33人の会員で構成され、久米図書館を拠点に、子どもたちが本を好きになり、心豊かに育っていくことを願いながら、読み聞かせや人形劇などの活動を続けています。

地域チャレンジ! 公募提案型協働事業

～明日につながる あなたの力とわたしの思い～

募集中!

市民主体のまちづくりを推進するため、地域のさまざまな課題の解決方法を市民活動団体や事業者などに提案していただき、その団体と市が協力して課題解決を行う「公募提案型協働事業」を実施します。この事業の実施により、公共サービスに提案団体の特性が活かされるなど、市が単独で行うよりもきめ細やかで質の高いサービスの提供が期待されます。

多くの協働事業提案をお待ちしています。
応募方法 協働推進課に備え付けの協働事業提案書など(市ホームページからもダウンロード可)に団体の規則や会則、総会資料、活動内容が分かる資料を添えて直接または郵送

事業の流れ



とき 7月18日(土)午前9時～ ところ コミュニティセンター「あいあい」 内容 提案内容の発表会

- ② 県の「おかやまの木で家づくり推進事業実施要領」に基づき、交付予定者決定通知を受けていること
- ③ 市内の施工業者の請負により建築すること

※予算がなくなりしだい締め切りです
問い合わせ先 森林課(市役所4階)
☎32-2078

地域材の積極的な使用を推進することにより、市内の林業の振興と地域経済の活性化を図るため、地域材を使用して住宅を新築する人に補助金を交付します。

Q. 対象となる住宅の条件は?
A. 次の条件を満たす住宅が補助の対象となります
① 市内に自ら居住するために新築する一戸建て木造住宅

Q. 補助金の額は?
A. 1戸当たり30万円

Q. 申請方法は?
A. 森林課、加茂・勝北・久米の各支所産業課、阿波支所産業土木課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。また、申込書は市ホームページからもダウンロードできます

Q. 市内の製材業者から地域材の材料を納入すること
⑤ 市税等の滞納がないこと

地域材を使用する新築住宅に補助金を交付します

新型インフルエンザ対策をお願いします

感染予防・感染拡大予防に努めてください。通常のインフルエンザと同じ対応で予防できます

- せきやくしゃみが出る時はティッシュなどで口と鼻を覆い、ほかの人から顔をそらすこと
- 使ったティッシュはすぐにごみ箱に捨てること
- せきやくしゃみなどの症状がある人には必ずマスクを着けてもらうこと
- せきやくしゃみを抑えた手、鼻をかんだ手はすぐに洗うこと
- 帰宅後や不特定多数の人が触る物に触れた後には手洗い・うがいを日常的に行うこと
- 手洗いは、石けんを使い最低15秒以上行うことが望ましく、洗った後は清潔なタオルやペーパータオルなどで水分を十分ふき取ること
- 病気の人との密接な接触を避けること
- 人混みや繁華街への不要不急な外出を控えること
- 十分な休養で体力や抵抗力を高め、日頃からバランスの良い食事と規則的な生活を心掛け、体調を管理すること

発熱などの体調変化があった場合は、医療機関に掛かる前に発熱相談センターに相談してください

【発熱相談センター】

平日(8:30～17:15) 美作保健所 ☎23-0163、☎23-6129
休日(24時間体制)、夜間(17:15～翌朝8:30) コールセンター ☎086-226-8092、☎086-226-8106
発熱センターの開設時間については、状況により変更する場合があります

※2週間程度の食料品・生活必需品などの備蓄もしてください

問い合わせ先 健康増進課 ☎32-2069



国民年金保険料の免除・猶予制度

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、保険料の納付が免除・猶予となる制度があります。

【保険料免除制度】

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、申請により、保険料の全額または一部(4分の1、2分の1、4分の3)が免除となります。

【若年者納付猶予制度】(30歳未満の人)

本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により、保険料の納付が猶予されます。

免除・猶予の期間は7月から翌年6月まで

原則として毎年申請が必要ですが、全額免除または若年者納付猶予が承認された人が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望された場合は、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。

【免除・猶予と未納の違い】

	納付	全額・一部免除	納付猶予	未納
受給資格期間に算入	○	○	○	×
老齢基礎年金額の計算	○	△(一部)	×	×

※一部免除は、残りの保険料を納付しなかった場合には未納と同じ扱いになります

申請に必要なもの 年金手帳、印鑑(本人の場合は不要)。失業を理由とするときは、離職票または雇用保険受給資格者証が必要
問い合わせ先 保険年金課(市役所1階6番窓口) ☎32-2072、または各支所市民生活課

若年層を中心に被害が多発
架空請求詐欺にご用心

携帯電話やパソコンに「サイト利用料金が未納」「退会処理がされず延滞料金が発生している」などのメールが送り付けられ、慌てて相手方に連絡をとると「支払わないと取り立てに行くぞ」と恐怖心をあおる犯行手口で、振り込みなどを強要されます。心当たりのない内容のメールが送られても、

- 無視することが一番
- 相手に連絡しないようにしましょう
- 支払わないようにしましょう

架空請求なのか確認したい場合でも、相手には問い合わせず、消費生活センターや警察に相談しましょう。

※民事訴訟手続きを悪用した架空請求もあるので、裁判所名で訴状が届いた場合は放置しないで、電話帳などで番号を確認したうえで、裁判所に問い合わせましょう

問い合わせ先 危機管理課 ☎32-2042、津山警察署管内防犯連合同 ☎25-0110